

あいち IP デザインマンホールを活用した観光推進事業 仕様書

1 目的

あいち IP デザインマンホール活用推進協議会（以下「協議会」という）により、県内の IP デザインマンホール（以下「マンホール」という）を活用した、周遊観光施策を実施することで、地域経済の活性化を図る。

2 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

3 業務内容

協議会が指定する県内の 9 つのマンホールを中心にし、マンホール周辺施設を紹介する冊子を作成・配布し、PR を行う。

（1）冊子の作成

ア 仕様及び納期

仕様（想定）	納期
サイズ：B 6 紙 質：マットコート 90 kg、フルカラー印刷 頁 数：20 頁 部 数：最大 10 万部	10 月上旬 ・配送先は 7 カ所を予定している。

イ 制作した冊子は協議会の指定する数量、場所に配送すること。

（2）デジタル広告配信

ターゲットにあった広告プラットフォームを選択し、デジタルによる広告配信を実施すること。具体的な広告プランは最適な内容を提案した上で、協議会と調整する。

広告表示回数：80,000imp～100,000imp

（3）報告書の作成

（1）および（2）の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

4 成果物の提出

成果物：実施報告書（カラー印刷物及び PDF 等の汎用性のある電子ファイル）

納入期限：2027 年 3 月 26 日（金）

5 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

6 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に協議会と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、事業の実施に際し、委託者や他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（協議会との連絡調整担当者）を置くこと。
- (6) 受託者は、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。（協議会が提供する素材を除く）
- (8) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (9) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、協議会に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。